

令和５年度

みどり市教育に関する事務の管理
及び執行状況の点検及び評価報告書
【令和４年度事業】

令和５年１２月
みどり市教育委員会

目次

— 第 1 章 —

I		
	はじめに.....	1
II	みどり市教育委員会における点検及び評価の流れ.....	1
	1 点検及び評価の対象.....	1
	2 点検及び評価の方法.....	2
	3 第三者の知見の活用.....	2
	4 点検及び評価結果の議会への報告と公表.....	2
III	令和4年度事業 みどり市教育委員会の運営状況の点検結果.....	2
	1 教育委員会議の開催数.....	2
	2 審議内容.....	2
	3 施設訪問等教育委員の活動状況.....	4
IV	令和4年度事業 みどり市教育委員会の運営状況の自己評価.....	7
V	令和4年度事業 みどり市教育委員会の運営状況の自己評価に対する事務事業評価委員の意見等.....	10

— 第 2 章 —

VI	令和4年度「みどり市教育行政方針」により計画及び実施された主要事業の点検及び評価にかかる評価項目と基準.....	12
VII	令和4年度「みどり市教育行政方針」により計画及び実施された主要事業の点検及び評価の結果.....	13
VIII	令和4年度「みどり市教育行政方針」により計画及び実施された主要事業の点検及び評価の集計結果.....	13
IX	令和4年度「みどり市教育行政方針」により計画及び実施された主要事業の点検及び評価の結果に対する事務事業評価委員の意見等.....	15
X	むすびに.....	17

— 資 料 —

○別冊「みどり市教育行政方針」により計画及び実施された主要事業の点検・評価の結果【令和4年度事業】	
---	--

— 第 1 章 —

I はじめに

みどり市教育委員会は、令和 4 年 3 月に「令和 4 年度みどり市教育行政方針及びみどり市教育行政の重点施策」を公表し、令和 4 年 7 月に「令和 4 年度教育要覧 みどり市の教育」を発行して、施策や事業の概要の周知を図っております。

令和 5 年度の報告書は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 26 条の規定に基づき、令和 4 年度に行われたみどり市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検と評価を行い、翌年度以降の教育行政に反映できるよう、その結果を市民の皆様にご公表し、報告するものです。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

（平19法97・全改、平26法76・旧第27条繰上・一部改正）

みどり市の教育長及び教育委員

R5. 7. 1 現在

役 職 名	氏 名	摘 要
教 育 長	保 志 守	
委 員	金 子 祐次郎	教育長職務代理者
委 員	岩 野 ひろみ	保護者委員
委 員	石 戸 悦 史	
委 員	小 屋 佳 枝	

II みどり市教育委員会における点検及び評価の流れ

教育委員会が行う事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価に関し、その具体的な項目や指標、市議会への報告、公表の方法等については、特に国から基準が示されているものではなく、それぞれの実情を踏まえて決定することとされています。

みどり市教育委員会では、これまでの経緯を踏まえつつ、次の流れに沿って令和 4 年度の点検及び評価を行いました。

1 点検及び評価の対象

(1) 令和 4 年度 みどり市教育委員会の運営状況

(2) 第 2 次みどり市総合計画（前期基本計画）を根幹として策定した「令和 4 年度みどり市教育行政方針」に基づき、計画・実施された主要 55 事業

※事業評価の詳細は、別冊『「みどり市教育行政方針」により計画及び実施された主要事業の点検・評価の結果【令和 4 年度事業】』をご覧ください。

2 点検及び評価の方法

- (1) みどり市教育委員会の運営状況については、教育委員会議の開催実績や審議内容等を点検し、自己評価をします。
- (2) みどり市教育委員会主要事業の点検及び評価は、教育委員会事業評価シートを使って、対象となる 55 事業について自己評価を行います。
＊教育環境整備のための施設維持管理事業や施設整備改修事業は評価対象とせず、実績を一覧にまとめ、資料として表示することにしました。

3 第三者の知見の活用

点検評価の客観性を確保するため、学識経験を有する事務事業評価委員から意見等を求め、内容の検証と評価、改善に対する助言や提言をいただきます。

【事務事業評価委員】

所 属 等	氏 名	摘 要
桐生大学 医療保健学部 栄養学科 准教授	田 口 和 人	令和 5、6 年度 委嘱
文部科学省 高等教育局 高等教育企画課 高等教育政策室 室長補佐	林 剛 史	令和 5、6 年度 委嘱

4 点検及び評価結果の議会への報告と公表

報告書は、みどり市議会議長へ提出します。また、市民への公表は、本報告書と「別冊「みどり市教育行政方針」により計画及び実施された主要事業の点検・評価の結果【令和 4 年度事業】」のすべてを、みどり市ホームページに掲載します。

Ⅲ 令和 4 年度事業 みどり市教育委員会の運営状況の点検結果

1 教育委員会議の開催数

みどり市教育委員会会議規則に基づき行った定例会と臨時会の令和 4 年度の開催状況は次のとおりです。

- ・定例会…………… 12 回（傍聴件数 3 件）
- ・臨時会…………… 1 回
- ・全員協議会…………… 13 回

〔参考〕

- ・総合教育会議…… 1 回

2 審議内容

○定例会及び臨時会

【みどり市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 1 条の規定により会議に諮った議案】

- | | |
|------------------------------------|-----|
| ・学校教育及び社会教育に関する一般方針を定めること | 1 件 |
| ・学校その他の教育機関の設置及び廃止を決定すること | 0 件 |
| ・教育長の任免その他の人事を行うこと | 0 件 |
| ・職員（県費を除く）の任免、分限（心身故障を除く）及び懲戒を行うこと | 1 件 |
| ・県費負担教職員の任免、その他進退及び懲戒について内申すること | 2 件 |

・教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価に関すること	1 件
・教育委員会規則の制定又は改廃を行うこと	1 3 件
・教科用図書の採択に関すること	1 件
・教育予算その他議会の議決を要する議案の原案を決定すること	1 7 件
・教育委員会附属機関の委員等を委嘱すること	2 1 件

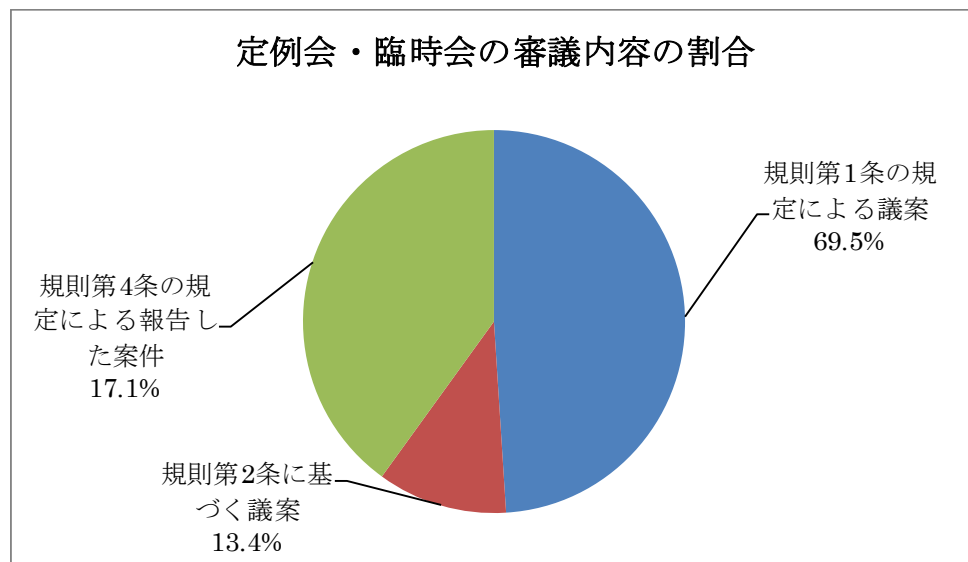
【同規則第 2 条に基づき会議に諮った議案】

・奨学金貸与者申請者の資格要件認定	2 件
・就学援助費支給認定	7 件
・教育委員会表彰者の決定	2 件

【同規則第 4 条により教育長が専決したものうち、会議に報告した案件】

・一般職員・会計年度任用職員の任免報告	1 2 件
・教育委員会告示及び教育委員会訓令の制定又は改廃報告	2 件

上記の合計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 2 件



○教育長に委任された事務の管理及び執行状況（主な報告内容）

なし

○全員協議会（主な協議内容）

学校給食費の見直し、笠懸西小学校及びあずま小中学校開校記念式典、岩宿博物館開館 30 周年記念式典、富弘美術館開館 30 周年記念式典、西鹿田グリーンパーク実施設計・基本計画等、市スポーツ推進計画中間見直し、学校給食費未収金への対応状況、市立小中学校の問題行動等の状況、海外派遣事業の代替事業、史跡岩宿遺跡内倒木、相澤忠洋資料寄贈契約、教育行政方針の策定及び教育施設訪問に係る協議

〔参考〕

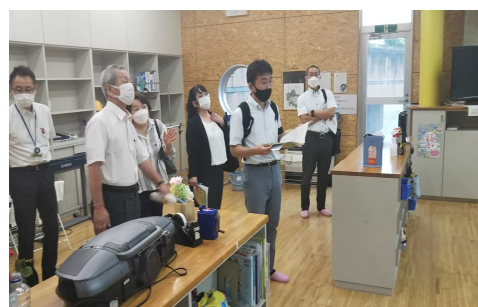
○総合教育会議

教育委員会で所管する事務（スポーツに関する事務）の移管についての協議
⇒市長部局へスポーツを移管することで、健康づくりとの連携など施策の推進体制を整備し、市民福祉の向上や効率的な行政運営を図っていく。

3 施設訪問等教育委員の活動状況

(1) 施設訪問の様子

ア 上期施設訪問（令和4年7月12日実施）

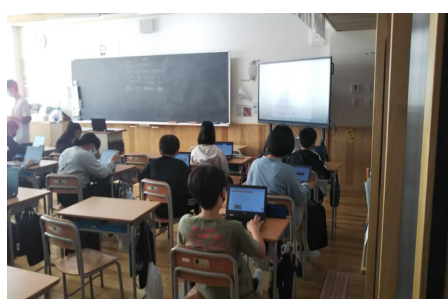


あずま小中学校の視察



旧花輪小学校記念館の視察

イ 下期施設訪問（令和4年11月14日実施）



笠懸西小学校の視察



笠懸小学校の視察

各訪問先での教育委員の声・感想等

☆あずま小中学校での視察では

- 小学生から中学生まで一貫した教育を少人数で学べる環境は素晴らしいことだ。
- 教師の目が行き届きやすく、また、児童・生徒も授業に集中できる環境が整っている。
- どの教室もゆとりがあり、一人一人が生き生きしている状況だ。
- 地域も一体となったカリキュラムが組まれており、地域全体で児童生徒を見守る状況がよくわかる。

☆旧花輪小学校記念館の視察では

- これから改修を行うようだが、ノスタルジーを感じられる景観を残してもらいたい。
- 今後來客を増やすようにするなら、多目的トイレの設置は必要。
- 昔を懐かしむことができる木造建築のため、未来へ残していける工夫をお願いしたい。
- 長い直線廊下は、残していった方がよい。

☆笠懸西小学校の視察では

- 新しい様式を取り入れた教室は、先生と児童のどちらにもプラスに働くと思う。
- 私たちの子供の頃と違い、電子黒板とタブレットを活用した授業は、子供たちの関心・興味を引きつけるものだと感じた。
- 子供たちが生き生きしているのが、はっきりとわかる。

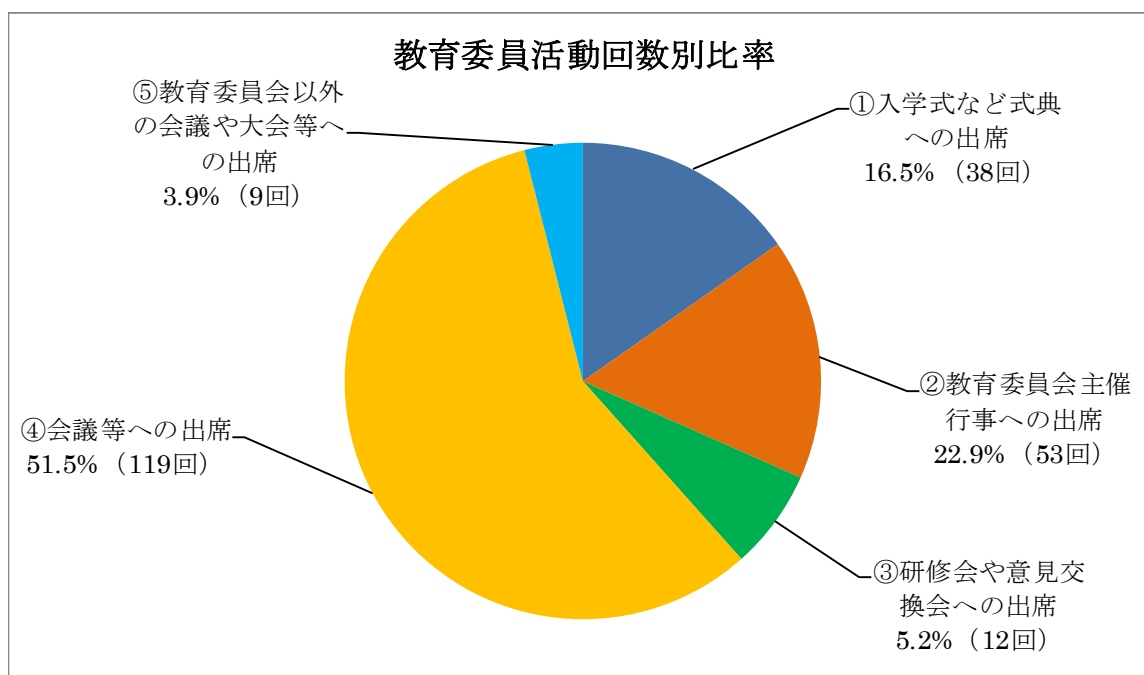
☆笠懸小学校の視察では

- 笠懸西小学校と分離後の空き教室が別の用途で活用されており、以前のマンモス校時代より活用しやすい状況になったことがわかった。
- 職員数が一気に減少したため、職員室内にずいぶん空白地帯が出来ていて驚いた。
- 分離して仲の良かった児童同士が別の学校となってしまったが、児童は変わらず元気に通学しているようで安心した。

(2) 教育委員活動種別比率

令和4年度における教育委員（教育長を除く4人）の委員活動回数は、全体で231回（前年度比+54回）となり、その比率は下記に示すとおりです。

① 入学式など式典への出席……………	16.5%（38回）
② 教育委員会主催行事への出席……………	22.9%（53回）
③ 研修会や意見交換会への出席……………	5.2%（12回）
④ 会議等への出席……………	51.5%（119回）
⑤ 教育委員会以外の会議や大会等への出席……………	3.9%（9回）
⑥ その他……………	0.0%（0回）
Total	100.0%（231回）



IV 令和4年度事業 みどり市教育委員会の運営状況の自己評価

教育委員会では、高い知性、豊かな情操と徳性、たくましく生きるための健康や体力を備え、社会の変化に主体的に対応できる市民の育成を目指して、令和4年度教育行政方針を公表しました。この方針の策定に当たっては、地域が守り育ててきた資源を活用しながら、市民と行政が協働して特色あるまちづくりの推進を目指す第2次みどり市総合計画（前期基本計画）の基本施策及び基本事業との整合性を図るとともに、「みどり市まち・ひと・しごと創生総合戦略」で示された重点施策及び事務事業にも配慮しました。

この方針の着実な推進を図るため、定期的に定例会教育委員会（以下「定例会」という。）と教育委員全員協議会（以下「協議会」という。）を開催するとともに、必要に応じ臨時教育委員会（以下「臨時会」という。）や協議会を行っています。定例会は、年度当初に予め開催日時を決めて実施するとともに、会議の効率を高めるために基本的に協議会と同日開催で行っています。

令和4年度においては、定例会を12回、臨時会を1回開催しました。また、協議会は各課からの懸案事項の協議、報告のほか、西鹿田グリーンパーク実施設計・基本計画や、海外派遣事業の代替事業などを協議し、計13回開催しました。会議時間は定例会が平均1時間11分、協議会が平均0時間59分となり、令和3年度と比較して定例会で10分の減少、協議会は21分の減少となりました。臨時会の会議時間は、平均25分となり、令和3年度と比較して19分の増加となりました。定例会と協議会は、活発な意見を出し合いながらも効率的な会議にすることができました。臨時会は、特定の議題のみの上に、先に協議会で詳細な説明を行っていたこともあり、短時間で終了となりました。

令和4年度の定例会の審議内容としては、奨学金や就学援助費の支給認定議案、議会の議決を経るべき議案（条例、予算等）のほか、教育要覧や教育行政方針などの策定について比較的多くの時間を割いています。また、教育委員会規則等の一部改正や各委員の委嘱などについても慎重に審議しました。

会議の傍聴については、令和4年度は3名でした。開催日程をホームページや庁舎入り口での貼り紙により周知を行っておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により前年度（令和3年度は2名）同様に少数となっております。

議事日程や審議議案の内容など、情報発信の取り組みについて工夫し、傍聴への関心を高められるよう引き続き検討してまいります。

教育委員活動では、教育施設訪問を7月、11月の2回実施しました。

7月には、義務教育学校として新たに開校したあずま小中学校を訪問し、学校長から義務教育学校ならではの特色のある教育方針の説明を受け授業見学をし、活発な意見交換をいたしました。その後、改修予定の旧花輪小学校記念館を訪問し、予定されているリニューアルについて担当課長から説明を受けながら館内を見学しました。

11月には、笠懸小学校から分離新設され新たに開校した笠懸西小学校を訪問し、学校長から新設校の学校運営やオープン教室、電子黒板などの活用状況の説明を受け授業見学をし、こちらでも活発な意見交換を行いました。その後、笠懸小学校を訪問し、分離後の施設の活用状況や児童の様子など学校長から説明を受け校内を見学しました。

令和4年度の教育委員の年間にわたる活動は、定例会や施設訪問のほかに行事等への出席を含め、教育長を除き、平均して1人当たり57回となりました。前年度までの縮小あるいは中止だった行事が、新型コロナウイルス感染症防止対策をしつつ実施できる行事等が増えたこともあり、1人あたりの活動回数が前年度比3割増となりました。

今後も引き続き新型コロナウイルス感染症防止に留意しながら各種研修会、総会及び大会等に積極的に参加し、教育行政に関する情報収集等や意見交換を行い、各自の資質向上に努めます。また、教育施設を訪問して、現場の声を聞くことや課題の把握と情報の共有に努め、改善・解決に向けた活動につなげていきます。

事務の執行において、生涯学習の推進では、これまで中止となっていた各種イベントや講座などの事業について、新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら事業の実施方法も工夫して開催するとともに、各施設の PR を行い、学習機会の提供に努めました。また多世代交流館については、ふるさと往来センターと生活改善センターの機能統合に伴う 3 階部分の改修を行い、利用者の利便性向上に努めました。

教育の充実では、各学校で 1 人 1 台タブレット端末を活用した授業が多く実施されました。今後は ICT の特性や強みを生かした活用方法を工夫し、児童生徒の資質・能力のさらなる育成に努めていきます。また、中学生海外派遣事業の代替事業として、「MIDORI Summer English Camp」を開催しました。参加した中学生のアンケートには、活動に満足した回答が多くありましたので、さらに内容や参加人数、日数等を検討し、より充実した事業にしていきます。

文化財の保護と活用では、岩宿遺跡の発見者相澤忠洋氏の所蔵資料を相澤忠洋記念館の相澤千恵子館長より寄贈いただきました。これに伴い、岩宿博物館において、相澤忠洋氏の業績や岩宿遺跡の発掘調査の意義を恒久的に顕彰していけるよう努めてまいります。

市民スポーツの充実では、新しい生活様式等による新型コロナウイルスへの感染対策を講じて施設利用の向上を図り、市民の体力・健康づくりに貢献することができました。

また、障がいの有無にかかわらず参加できる生涯スポーツとしているボッチャを推進するため、出前講座を活用したボッチャ体験教室や、第 1 回みどり市民ボッチャ大会を開催しました。

令和 4 年度の主な施設整備改修工事として、老朽化した大間々中学校と大間々東中学校のトイレ改修工事、笠懸東小学校の外壁改修工事を実施し、安全にかつ安心して施設を使用できる環境を整えました。また、旧花輪小学校記念館では、ノスタルジックな魅力を復元した改修工事を実施しました。

学校給食に関しては、安全・安心と安定的な給食の提供、教育的な見地から給食を食育の重要な教材として位置づけ、市内小・中学校に通う全児童・生徒に提供される給食費を公費負担とする無料化を継続しております。また、物価高騰の影響により給食食材も値上がりしている中、学校給食における必要摂取量をまかなえるよう、令和 4 年度は食材購入費用を増額補正し対応しました。そして、令和 5 年度から学校給食費が適切な価格となるよう見直しを行いました。

12 月には総合教育会議が開催され、スポーツに関する事務を市長部局へ移管することについて協議し、市長と活発な意見交換を行い、これまで以上に市民の健康増進につながることを確認しました。

これら、教育に関する活動の情報発信については「令和 4 年度みどり市教育行政方針及びみどり市教育行政の重点施策」や「令和 4 年度みどり市の教育」を印刷物として配布しております。また「みどり市教育委員会」の提出議案とその結果は市ホームページで公表しております。このほか、市の広報誌「広報みどり」を使って、教育委員会所管の諸事業について計画的な広報を行ってまいりました。

教育は年齢層や範囲が広いため、よりの確により分かりやすく、よりスピーディーな情報の発信を行うことができるよう、さらに努力してまいります。

教育を取り巻く環境が年々大きく変化する中で、教育委員会活動の活性化を図ること、また、活動の状況を市民や市議会に分かりやすく説明することは、開かれた教育委員会としての大切な責務であると考えています。今後も教育の課題はますます増えていくことが想定されます。引き続き一層の創意と工夫をもって、教育行政を担っていくことが求められていることを再認識し、令和 4 年度の自己評価とします。

【新型コロナウイルス感染症への対応について】

教育委員会では、新型コロナウイルス感染症対策として、群馬県の感染拡大対応ガイドラインによる対策など令和4年度に以下の取組を実施しました。

～主な内容～

□教育総務課

- ・教育庁舎窓口への消毒液の配置及びパーテーションの設置
- ・教育委員会の運営（定例会・臨時会）や大間々学校給食センターと笠懸西小学校の施設見学及び給食試食会については、密にならないよう広い会場を使用し、手指の消毒、ソーシャルディスタンスの確保、会議室の換気をした上で実施
- ・タブレット端末を活用し、オンラインによる大間々学校給食センター見学を実施

□学校教育課

- ・文科省の衛生管理マニュアルや県のガイドラインに基づき、十分な感染症対策を実施
- ・入学式、卒業式等学校式典並びに運動会等学校行事では、感染リスクの高い活動を避けるとともに、来賓や保護者の参加人数の制限を実施
- ・GIGAスクール構想による1人1台タブレット端末を授業や家庭学習で活用
- ・国の補助金を活用し、市内学校、笠懸幼稚園に感染症対策の消耗品や備品を購入

□社会教育課

- ・みどり市公民館、みどり市立図書館、多世代交流館、ふるさと往来センター、文化ホール、童謡ふるさと館、市民体育館、屋外体育施設は感染対策を講じながら全て通常開館
- ・社会教育施設は、ソーシャルディスタンスの確保や換気、検温、マスクの着用など感染症予防対策を徹底し、市民が安心して利用できるよう運営。

□文化財課

- ・文化財課所掌施設の各施設は、ソーシャルディスタンスの確保、手指消毒の奨励、換気などの感染症拡大防止対策を継続
- ・入館者の多い岩宿博物館、大間々博物館、ふれあい学習館においては、モニター等による入館時の検温を継続
- ・岩宿博物館での各種講座事業や体験学習等においては、参加人数制限やこまめな器材の消毒を実施

□富弘美術館

- ・群馬県独自警戒度や博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインなどに基づく施設の利用制限を継続
- ・モニターによる入館時の検温、手指消毒の徹底、ソーシャルディスタンスの確保、手すり及びドアノブ等の定期的な消毒を継続
- ・売店及びカフェへの飛沫防止シールドを継続設置

V 令和4年度事業 みどり市教育委員会の運営状況の自己評価に対する事務事業評価委員の意見等

事務事業評価委員 桐生大学 医療保健学部 栄養学科
准教授 田口 和人

- 新型コロナウイルス感染症の鎮静化傾向のなかでも、その対策を講じながらの事業展開に敬意を表します。定例会・協議会が検討案件について効率よく対処している様子がうかがえます。また、あずま小中学校および旧花輪小学校記念館の訪問（7月）、笠懸西小学校の訪問（11月）が実施されたことは、これら教育施設について教育委員が直に把握するという意味において大いに評価されます。そのなかで、昨年度の「教育委員の声・感想等」にあった「笠懸西小学校に関わる通学路の安全確保」については、その実態報告が欲しいところです。
- 会議の傍聴者数が令和4年度は3名（令和3年度2名・令和2年度1名）であったことについては、会議が昼間に開催されることもあり、働く市民にとっては参加が難しいのが現状であると思われます。そうしたなかで、会議の傍聴を可能としていることの意味が、市民による「監視」なのかそれとも「参加」なのかなどについて検討するなかで、市民と教育委員会をつなぐ方策が周知・広報活動とは別に見出されるのではないのでしょうか。
- 事務の執行部分にある「生涯学習の推進」「教育の充実」「文化財の保護と活用」「市民スポーツの充実」「施設整備改修工事」「学校給食」の項目について、計画性をもって対処されていることがうかがわれます。その一方で、これらを推進していく上での「問題・課題」を抱えている部分もあると思われます。それらについての調査・研究を行う意味で、県外を含む他自治体の教育委員会の動向を検討・視察する方法を、交流を含め模索するのはいかがでしょうか。
- 令和4年度においては、「こども基本法」が制定され、また「こども家庭庁」が設置されました。こども基本法の下では、その基本理念（第3条）が6つの項目をもって示されていますが、特に子どもの「意見表明権」については、子どもの権利条約（児童の権利条約）第12条とも関わって重要視されています。地方公共団体には、法第11条において「こどもの意見」を反映させる措置を講じることが求められており、その施策の具体的な実現が急がれます。子どもが意見を表明する機会・場をどのようにして実現していくかという、総合的な検討を期待します。

事務事業評価委員 文部科学省 高等教育局 高等教育企画課 高等教育政策室
室長補佐 林 剛史

- 令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響でそれまで縮小されてきた活動が徐々に再開された一年でした。みどり市教育委員会においても、教育委員1人あたりの活動回数が前年度比3割増となり、各種の研修会や会議への参加、教育施設への訪問などの積極的な姿勢がうかがえました。また、それまで中止となっていた各種イベントや講座などの事業も、感染症対策が徹底のもとで開催されるようになり、みどり市にとっても明るい兆し

が見えきたのではないのでしょうか。

○こうした中、昨年度同様、令和４年度にみどり市教育委員会として講じた新型コロナウイルス感染症対策の内容を報告書に記載していただき感謝申し上げます。令和５年５月から新型コロナウイルス感染症が５類（感染症法上の分類）に移行したことから、こうした記録の必要性は今後解消されていきますが、本報告書の教育行政の後世への記録という重要な役割を果たしていると考えます。

○一方、記録という点では、「Ⅳ令和４年度事業みどり市教育委員会の運営状況の自己評価」の原案の中に総合教育会議の記述がないことが気になりました。みどり市教育委員会のホームページでは、令和４年１２月に同会議の開催実績が確認できることから、本稿の中にも記録の追記をお願いします（Ｐ８に追記）。なお、令和４年の会議では、教育委員会から市長部局へのスポーツに関する事務移管が議題となっておりましたが、同会議は、公開の場で市長と教育委員会が幅広い議題について協議ができる貴重な機会でもあるので、今後の有効な活用を期待します。

○情報発信については、前年度の指摘を踏まえ、令和４年度の教育委員会会議の会議録をすべてアップしていただき、ありがとうございました。今後は更新のスピードを上げ、各回の会議後速やかに会議録が閲覧できるようになることを期待します。また、ウェブページの視認性向上の観点から、例えば定例会で公表している資料等については、各回の該当議題にリンクを貼る形でアップロードする等の工夫をお願いします。

この他、SNS を活用した教育委員会からの情報発信についてもご検討ください。

— 第 2 章 —

VI 令和 4 年度「みどり市教育行政方針」により計画及び実施された主要事業の点検及び評価にかかる評価項目と基準

教育行政の重要施策は、平成 30 年度から第 2 次みどり市総合計画（前期基本計画）に基づいて編成しているため、施策の基本事業は 18 事業となっております。評価シートは昨年度 58 事業でしたが、3 事業が令和 3 年度で完了したため、55 事業となりました。教育的視点での評価となっているため、市の事務事業評価（施策評価）と完全にリンクするものとはなっておりません。

しかし、総合計画のめざすべき方向性は明確であり、本評価も総合計画の目標に対する達成度を確認できるような内容とし、下記に示す評価視点等により自己評価を行いました。

【評価視点】

項 目	視 点
必要性	市民ニーズや社会情勢に合っているか。市が事業を行う必要があるか。
有効性	施策や運営方針等が目的の実現に貢献しているか。
経済性・効率性	事務の効率化、コストの削減をしているか。
正確性・信頼性	安全・正確が確保されているか。情報提供をしているか。

【評価点数】※最高点は 20 点

点 数 項 目	5 点	4 点	3 点	2 点	1 点
必要性	・事業完了 ・市が行う事業として妥当性が特に高い ・法令事業	・市が行う事業として妥当性が高い ・年次計画事業	・市が行う事業として妥当性がある ・現状を維持	・市が行う事業として妥当性があまりない	・市が行う事業として妥当性がない
有効性	・事業完了 ・施策目標を達成	・施策目標をほぼ達成	・施策目標にあと一歩	・施策目標にあまり達していない	・施策目標を達成する見込みがない
経済性 効率性	・事業完了 ・行政サービスの質や量の大幅向上	・行政サービスの質や量の向上。拡大傾向	・行政サービスの質や量の現状を維持	・行政サービスの質や量が低下。縮小傾向	・行政サービスの質や量が大幅低下
正確性 信頼性	・事業完了 ・ミスの要素を取り除き、事務事業の正確、安全性を大幅向上 ・市 HP や広報、地元紙を用い情報を積極発信	・ミスの要素を取り除き、事務事業の正確、安全性を向上 ・市 HP や広報を用い情報を積極発信	・事務事業の正確、安全性を維持 ・市 HP、広報のいずれかを用地情報を発信	・事務事業の正確、安全性にやや問題あり ・情報発信を積極的に行っていない	・事務事業の正確、安全性に問題あり ・発表できる段階には至っていない事業内容

【評価基準】※前頁の表に基づいて加点し、その値を4（項目数）で除した数値（小数点第2位を四捨五入）を下の表に当てはめて判定します。

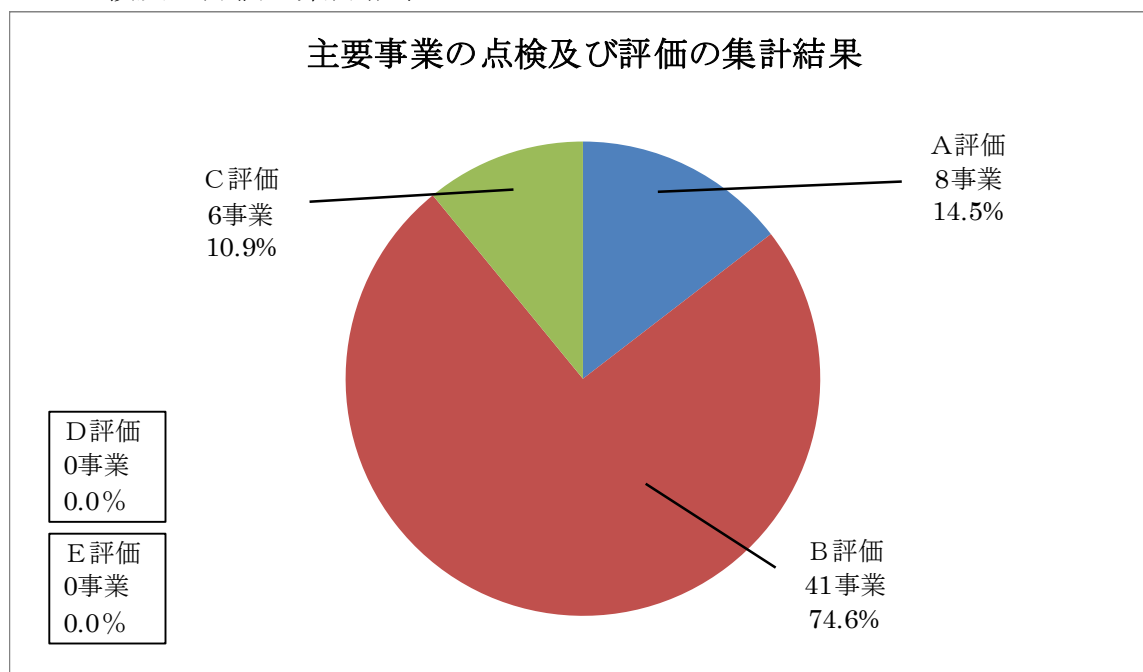
評価基準	評価数値	評価
十分な成果を得ることができた（達成・完結）	5.0～4.5	A
ほぼ成果を得ることができた	4.4～3.8	B
現状維持で推移	3.7～3.0	C
減少傾向であり、改善が必要	2.9～2.3	D
事業の見直しが必要（事業の廃止・中止も検討）	2.2 以下	E

VII 令和4年度「みどり市教育行政方針」により計画及び実施された主要事業の点検及び評価の結果

評価シートは、事業の目的や事業がめざすもの、事業内容、結果や成果、今後の方向性を短文にまとめるとともに、写真や図表等を用いるなど工夫しました。また、評価については、令和2年、令和3年と比較できるようにしました。

詳細は「別冊「みどり市教育行政方針」により計画及び実施された主要事業の点検・評価の結果【令和4年度事業】」をご覧ください。

VIII 令和4年度「みどり市教育行政方針」により計画及び実施された主要事業の点検及び評価の集計結果



令和4年度の評価対象事業は55事業（昨年58事業）です。各事業の評価項目を勘案して集計したところ、十分成果を得ることができたと評価した事業（A評価）は14.5%（昨年13.8%）となり昨年よりやや増加しました。ほぼ成果を得ることができたと評価した事業（B評価）は74.6%（昨年70.7%）となり、こちらも昨年より増加しました。十分成果を得ることができたと評価した事業（A評価）とほぼ成果を得ることができた

と評価した事業（B 評価）を合わせると 89.1%となり、昨年（84.5%）より増加となっています。

また、現状維持で推移していると評価した事業（C 評価）は 10.9%となり、昨年（10.3%）と比較しほぼ横ばいでした。改善を要する事業（D 評価）はなしとなり、昨年（1.7%）から減少しました。事業の見直しが必要な事業（E 評価）もなしとなり、昨年（3.5%）から減少しました。前年度とは異なり、全体的に新型コロナウイルス感染症対策を実施した上で事業の見直しや代替事業を開催したことにより、事業効果が上がった結果となりました。

以上の状況を施策との関連で見ると、約 9 割の事業で B 評価以上となり、目標に対して一定水準以上の成果を上げていると評価できます。

ただし、それぞれのシートに記載した「今後の課題と改善に向けた方向性」において、内容について工夫を要する事業もあることから、次年度以降の事業推進にあたりさらなる精査が必要となります。

施策ごとの評価一覧

施策名	A 評価	B 評価	C 評価	D 評価	E 評価	合計
生涯学習の推進		8	3			11
教育の充実	8	24	1			33
文化財の保護と活用		3	2			5
市民スポーツの充実		3				3
安全な暮らしの推進		2				2
人権尊重の推進		1				1
合計	8	41	6			55

IX 令和4年度「みどり市教育行政方針」により計画及び実施された主要事業の点検及び評価の結果に対する事務事業評価委員の意見等

事務事業評価委員 桐生大学 医療保健学部 栄養学科
准教授 田口 和人

○55 事業のうちすべてが A・B・C 評価とされ、D・E 評価がなかったことには、教育委員会の積極的な取り組みの成果がうかがえます。「点検及び評価報告書 (p. 14)」に各事業の『今後の課題と改善に向けた方向性』において、内容について工夫を要する事業もあることから、次年度以降の事業推進にあたりさらなる精査が必要となります。」とあるように、その実施をお願いします。

○基本事業名「教育環境の整備と充実」において「学力向上対策支援員事業」「きめ細かな指導充実支援員配置事業」「教育支援員配置事業」の各事業が実施されていますが、その一方で現在文部科学省においては教員不足問題の解決が焦眉の課題となっています。県教育行政による教員人事配置との関わりもありますが、みどり市立学校の教員不足実態と各「支援員」事業との関係実態把握をお願いしたいと思います。

○文部科学省による「令和4年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果では、小中学生の不登校児童生徒数が過去最多になっています。みどり市内の小中学校においても「R2 は 47 人、R3 は 101 人、R4 は 119 人」と増加傾向にあります。この問題は「学級経営充実事業」に位置付けられて対応がなされ、教育研究所と教育支援センター（なごみ教室笠懸）が不登校児童生徒の支援施設となっていますが、この支援に漏れる児童生徒の存在が懸念されます。この実態を把握の上で、対応方針の検討が必要ではないでしょうか。

○現在、みどり市全体では子どもの数の減少傾向が見られます。それは、若年層家庭の定住・流入の増加が望めないという状況があると思われます。社会教育分野での各事業は大きな成果が蓄積されてきておりますが、みどり市の人口増を目指した地域活性化を図るような社会教育事業を、首長部局をはじめ、民間事業所・NPO 等との協力・連携のもとで新たな展開として模索していく必要があるのではないのでしょうか。

事務事業評価委員 文部科学省 高等教育局 高等教育企画課 高等教育政策室
室長補佐 林 剛史

○評価対象事業が令和3年度から令和4年度にかけて 58 事業から 55 事業になっており、効率的な点検評価の実施に向けた工夫がうかがえます。さらなる評価の効率化に資するため、対象事業の精査の余地もあるのではないのでしょうか。例えば、No. 25 と No. 37 は健康診断に関する事業となっており、いずれもその実施が法律（学校保健安全法）によって義務付けられているものです。「事業の性質」や「法的義務の有無」といった観点からの分類も参考としながら一度事業の洗い出しを行い、このような評価になじまない事業は点検評価の対象外としてもよいのではないのでしょうか。

○令和4年度の各事業の評価結果を見ると、DとEがなく、Cとなっている事業が6件でした。その中でも「教育の充実」の分野ではC評価がNo.43の1件のみでした。当該事業は、予算の執行率は98%となっている（他に執行率の低い事業もある）にもかかわらず必要性が「3」となっているなど、評価内容・基準に疑義が残りました。改めて教育行政に係るPDCAサイクルを機能させるという事務事業の点検評価の趣旨を振り返り、次年度に向けた改善を意識しながら、各事業を評価していくことが重要です。

○また、事務事業点検評価の業務負担を軽減し、実効性を高める観点から、評価対象の「大括り化」の検討を引き続きお願いします。特に、みどり市教育委員会の事業全体のうち約6割を占める「教育の充実」については、基本事業同士の関係を考慮しながら、体系図をさらに整理する余地があるように感じます。原案では、基本事業が別個に配置され、それぞれから「教育の充実」という目標に矢印が出ていますが、例えば「教育環境の整備と充実」や「教職員の資質向上」は基盤的な政策として、「確かな学力の向上」や「豊かな心の育成」という政策を下から支えるという関係性にあるとも考えられます。

○最後に、個別事業として、昨年度に引き続きNo.21の中学生海外派遣事業についてコメントします。令和8年に市制20周年を迎える本市では、依然として合併前の東・大間々・笠懸といった地域の枠が残っています。今後、子どもたち一人一人にみどり市としての一体的な市民性を育んでいく観点からも、市内の小中学生が学校の枠を越えて一緒に学ぶ機会となる本事業（後継事業含む）の成功を大いに期待しているところです。また、昨年度に言及したとおり、過年度の海外派遣事業への参加者についても、継続的にネットワーク図るなど、本事業のさらなる展開の可能性を期待します。

X むすびに

昨今の世界情勢における不安定化、国内における少子高齢社会への変化など、年々複雑化する諸課題に対応するため、教育の充実がますます重要となっています。こうした中で、市民の信頼に応える教育を実現するためには、創意工夫を凝らしさまざまな取組を積極的に展開していくことが求められております。

本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の根本指針となる「第2次みどり市教育大綱」に基づき、みどり市の持続的な発展を支え、夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成するとともに、一人一人が輝くきめ細やかな教育を目標として、その役割を十分に果たしていく必要があります。

各事業の評価にあたっては、現在の施策や事業効果が、結果として市民のために役立ち、満足度を高めているかなどの視点で行いました。また、前回と同様に新型コロナウイルス感染症対策の欄を設け、影響による教訓をどのように生かしたのか、今後につながるような対策を効果的に実施しているかなど確認いたしました。費用対効果などの経済的視点や成果視点は、評価が難しい面もありますが、事務事業評価委員の皆様からの具体的なお助言やご提言を活用させていただきながら評価を行い、今後も評価内容に検討を重ね、PDCA（P:Plan（計画）、D:Do（実行）、C:Check（評価）、A:Act（改善））サイクルに基づく事業の改善を、翌年度以降の事業に反映できるよう努めてまいります。

みどり市教育委員会では、安心できめ細かな教育を実現させるとともに、総合教育会議など市長との連携体制の仕組みを活用し、市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有し、より一層民意を反映した教育行政を推進してまいります。

この報告書にまとめた点検及び評価の結果は、今後の教育行政方針におけるそれぞれの業務の再点検や再確認として反映させ、市民の満足度や事業の達成度を高めていきたいと考えます。

今後とも、市民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。